

## 国立大学法人富山大学役職員行動規範

平成24年11月27日

国立大学法人富山大学（以下「富山大学」という。）は、その社会的使命と業務の公共性から、高い倫理性に基づいて、厳格に法令等を遵守するとともに、健全で公正な大学運営を求められています。

その要請に応えるためには、役員並びに教職員（以下「役職員」という。）の一人ひとりが高潔な倫理観、価値観を保持し、社会的使命と業務の公共性に誇りと責任感を持ち、誠実かつ公正に業務を遂行することが必要です。

ここに、富山大学の理念と目標のもと、「富山大学役職員行動規範」を定め、役職員が不断の実践に努めます。

### 1 人権の尊重

役職員は、一人ひとりの人格及び人権を尊重するとともに、あらゆる差別やハラスメントを許さず、健全で活気のある環境の整備に努めます。

### 2 法令の遵守

役職員は、法令等及び学内諸規則を遵守し、健全かつ適正な業務を遂行し社会からの信頼の確保に努めます。

### 3 社会的使命を自覚した教育研究

役職員は、大学の教育研究に対する国民の要請に応えるため、また我が国の高等教育及び学術水準の向上を図るため、富山大学の果たすべき社会的使命を自覚し、教育研究活動を通して世界、日本及び地域の発展に積極的に貢献するとともに、富山大学の名誉や信用を毀損することのないよう取り組みます。

### 4 積極的な情報公開、個人情報の保護及び知的財産権の尊重

役職員は、正確な情報を積極的に公表するとともに、個人情報の保護、業務上知り得た秘密の保持及び知的財産権の尊重に細心の注意を払います。

### 5 環境への配慮

役職員は、環境の保全や資源の保護を心がけた活動を推進します。

### 6 安全の確保

役職員は、安全確保に留意し、学習環境、職場環境の向上に努めます。

### 7 大学資産等の適正な管理

役職員は、大学資産及び外部資金を適正かつ効率的に管理し、正当な業務目的のみに使用します。